

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿

警 察 庁 丙 人 少 発 第 1 5 号
令 和 6 年 3 月 4 日
警 察 庁 生 活 安 全 局 長

少年補導功労者表彰及び少年補導功労団体表彰取扱要綱の一部改正について（通達）

少年補導功労者及び少年補導功労団体に対する表彰に関しては、「少年補導功労者表彰及び少年補導功労団体表彰取扱要綱の一部改正について（通達）」（平成31年3月20日付け警察庁丙少発第17号）に基づき実施されているところであるが、要綱を別添のとおり改正したので、了知の上、遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達は廃止する。

別添

少年補導功労者表彰及び少年補導功労団体表彰取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、多年にわたり少年の非行防止又は健全育成のための活動に尽力し、少年の非行防止又は健全育成に多大の功労があったと認められる者及び団体に対し、警察庁長官（以下「長官」という。）と公益社団法人全国少年警察ボランティア協会会長（以下「協会会長」という。）とが連名で行う表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 表彰の種類、数等

1 表彰の種類、数等

(1) 少年補導功労者表彰

ア 少年補導栄誉金章（以下「金章」という。） 毎年47人以内

イ 少年補導栄誉銀章（以下「銀章」という。） 毎年94人以内

(2) 少年補導功労団体表彰 毎年10団体以内

2 副賞

表彰には、記念品その他の副賞を付することができる。

第3 表彰の対象

1 少年補導功労者表彰

(1) 金章

多年にわたり少年の非行防止又は健全育成のための活動に尽力し、少年の非行防止又は健全育成に抜群の功労があったと認められる者

(2) 銀章

多年にわたり少年の非行防止又は健全育成のための活動に尽力し、少年の非行防止又は健全育成に顕著な功労があったと認められる者

2 少年補導功労団体表彰

多年にわたり少年の非行防止又は健全育成のための活動に尽力し、少年の非行防止又は健全育成に特に顕著な功労があったと認められる団体

第4 選考の基準

1 少年補導功労者表彰

(1) 金章

原則として銀章を授与されてから3年以上経過している者であって、第3の1の(1)に該当するもの

(2) 銀章

原則として少年栄誉銅章（公益社団法人全国少年警察ボランティア協会表彰規程（規程第2号）第2条第2項第3号に規定する表彰。以下「銅章」という。）

を授与されてから5年以上経過し、かつ、管区警察局長（以下「管区局長」という。）と地域少年警察ボランティア連絡協議会会長（以下「地域協議会会長」という。）との連名表彰又はこれに準ずる表彰を受けている者であって、第3の1の(2)に該当するもの

2 少年補導功労団体表彰

原則として10年以上少年の非行防止又は健全育成のための活動に尽力し、かつ、管区局長と地域協議会会長との連名表彰、警視総監若しくは道府県警察本部長と公益社団法人全国少年警察ボランティア協会の正会員である団体（以下「会員団体」という。）の代表者との連名表彰又はこれらに準ずる表彰を受けた団体であって、第3の2に該当するもの

第5 選考及び上申

1 警視庁及び北海道警察に係る選考及び上申

警視総監及び北海道警察本部長は、それぞれ会員団体の代表者と協議の上、第4に定める選考の基準に該当する者及び団体（以下「表彰対象者等」という。）のうちから真に表彰に値すると認められるものについて、別に示す上申基準数、要領により少年補導功労者表彰候補者及び少年補導功労団体表彰候補団体（以下「表彰候補者等」という。）を選考し、長官（人身安全・少年課長経由。以下2の(2)において同じ。）に上申すること。

2 各府県警察に係る選考及び上申

- (1) 各府県警察本部長は、それぞれ会員団体の代表者と協議の上、表彰対象者等のうちから真に表彰に値すると認められるものについて、別に示す上申基準数、要領により表彰候補者等を選考し、各管区局長に上申すること。
- (2) 各管区局長は、それぞれ地域協議会会長と協議の上、(1)により上申のあった者及び団体のうちから真に表彰に値すると認められるものについて、別に示す上申基準数、要領により表彰候補者等を選考し、長官に上申すること。

3 選考及び上申上の配意事項

- (1) 少年補導功労者表彰候補者の選考及び上申を行う場合には、次の事項にも留意して行うこと。
 - ア 役職や年功等のみによることなく行うこと。
 - イ 品行方正で他の模範となる者の中から行うこと。
 - ウ 前科、前歴等を有する場合には、犯罪の態様、改しゅんの状況、少年の非行防止又は健全育成活動への貢献度等を総合的に検討した上で行うこと。
- (2) 1から2までにより表彰候補者等の選考及び上申を行った後に、表彰にふさわしくない事情が明らかとなった場合には、直ちに報告先にその旨を報告すること。

4 警察庁の選考

- (1) 長官は、公益社団法人全国少年警察ボランティア協会理事長（以下「協会理

事長」という。)と協議の上、1及び2により上申があった者及び団体のうちから真に表彰に値すると認められるものについて、第2に定める数の受賞者及び受賞団体を選考する。

- (2) 長官は、(1)に定めるところにかかわらず、協会理事長と協議の上、表彰の必要が特にあると認められる者又は団体を受賞者又は受賞団体として選考することができる。

第6 表彰の実施

表彰は、原則として毎年6月に開催される公益社団法人全国少年警察ボランティア協会総会に際して行う。ただし、これによりがたい事情がある場合には、この限りではない。また、少年補導功労者表彰を受けるべき者が死亡した場合には、生前に遡って表彰する。

第7 金章及び銀章の形状及び制式等

1 金章及び銀章の形状及び制式

金章及び銀章の形状及び制式は、別図第1のとおりとする。(略)

2 略章の着用

金章又は銀章を授与された者は、その略章を着用することができる。金章及び銀章の略章の形状及び制式は、別図第2のとおりとする。(略)

第8 雑則

第1から第7までに定めるもののほか、長官と協会会長とが連名で行う表彰に関し必要な事項は、長官が協会会長と協議の上、定める。